

議 案 第 88 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

障害者自立支援法及び障害者自立支援法施行令の改正に伴い、条例中の同法等の題名を変更するとともに、引用条項に係る規定を整備するため。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等  
の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第2条 松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和50年松戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正)

第3条 松戸市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和58年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(松戸市難病者援護金支給条例の一部改正)

第4条 松戸市難病者援護金支給条例(昭和48年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第5条 松戸市難病者援護金支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第6条 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第7条 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

（松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成19年松戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（松戸市障害者介護給付費等審査会条例の一部改正）

第9条 松戸市障害者介護給付費等審査会条例（平成18年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第10条 松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第11条 松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例中第1条から第4条まで、第6条及び第8条から第10条までの規定は平成25年4月1日から、第5条、第7条及び第11条の規定は平成26年4月1日から施行する。